

平成18年第2回豊後高田市議会定例会会議録(第3号)

議事日程〔第3号〕

6月21日(水曜日)午前10時 開議

開議宣告

日程第1 第55号議案から第61号議案までについて委員長報告
(質疑・討論・表決)

日程第2 第62号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 意見書案第3号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

30番 相部法生
31番 酒井貞生
32番 堂園慶吾
35番 徳永浄
36番 益戸政吉
37番 野上一郎
38番 井ノ口政之
39番 木村修一
40番 大石忠昭
41番 岩本武
42番 瀬口孫次

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(39名)

1番 成重博文
2番 安達隆
3番 尾上真一
4番 野田大二
5番 岡部心介
6番 山田秀夫
7番 松本博彰
8番 中山田健晴
9番 河野徳久
10番 明石光子
11番 村上和人
12番 吉高彰生
13番 安長袈裟雄
14番 小野國廣
15番 鷺海政幸
16番 近藤安夫
17番 後藤龍太郎
18番 安東正洋
19番 北崎安行
20番 川原直記
21番 河野正春
22番 山本博文
23番 進藤国臣
24番 近藤今朝則
25番 井上優
26番 菅健雄
28番 近藤準三郎
29番 後藤等

欠席議員(2名)

33番 成重昌臣
34番 南浴利雄

職務のため議場に出席した事務局職員の

職氏名

事務局長 増田正義
議事係長 清水栄二
書記 安藤雅俊
書記 近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長 永松博文
助役 都甲昌叡
総務課長 鷺海豊
参事兼真玉市民センター長 青野素久
参事兼香々地市民センター長 佐藤良雄
企画財政課長 野村信隆
税務課長 河野清一
福祉事務所長 大園栄治
保険年金課長 小野俊久
子育て・健康推進課長 安東良介
環境課長 水江義和
農林振興課長 北崎順一
建設課長 奥田秀穂
総務・法規係長 久保健一
秘書広報係長 小野政文
教育庁
教育長 都甲桂一

6月21日

総務課長 安東洋義
学校教育指導室長 早田義司郎

○議長(菅 健雄君) これより本日の会議を開きます。

○議長(菅 健雄君) 日程第1、第55号議案から第61号議案までを一括議題といたします。これより委員長の報告を求めます。

総務委員長川原直記君。

○総務委員長(川原直記君) おはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る6月15日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第56号議案、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減については、市町村合併に伴い、大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、当該関係地方公共団体と協議したため、議決を求めるものです。

第57号議案、豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、地方公務員災害補償法等の一部改正に伴い、通勤の範囲の改定等について所要の規定の整備を行うものです。

第58号議案、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の税率構造の改正等について所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

第59号議案、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、産業振興を図るための課税免除の適用期間延長に伴う所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

以上審査の結果、第58号議案及び第59号議案については、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案及び第57号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長(進藤国臣君) おはようございます。社会文教委員長報告をいたします。

去る6月16日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第60号議案、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

本議案については、反対の討論がありました。

以上審査の結果、第60号議案については、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案、豊後高田市市民センター条例の一部改正については、ミニコンサートホールの設置に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第61号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 産業建設委員長鴛海政幸君。

○産業建設委員長(鴛海政幸君) 皆さんおはようございます。産業建設委員長報告をいたします。

去る6月19日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第55号議案、字の区域の変更については、県営経営体育成基盤整備事業の川原地区の換地処分に伴い、字の区域を変更する必要がありますので、議決を求めるものです。

審査の結果、第55号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 皆さんおはようございます。日本共産党の大石でございます。私は第58号、59号議案に反対討論をいたします。

最初は、58号の市税条例の一部改正議案についてであります。

今年の3月の地方税法の改定は、三位一体改革の区切りの年度として約3兆円の税源移譲、定率減税の廃止、固定資産税の負担調整措置の強化などが行われたものであります。すでに当市におきましては、5月の臨時議会で、個人市民税の均等割非課税限度額の引き下げなどにより、新たに課

税世帯が増えたり、所得割の増税、さらに固定資産税の負担調整措置の見直しで、固定資産税の増税など、専決処分市の市税条例改定が事後承認をされました。今回の議案は、2007年度から所得税の一部が個人住民税に税源移譲され、個人住民税の所得割の税率は、現在の3段階から一律10パーセントへフラット化されます。

一方で所得税の税率は、現在の4段階から6段階となり、税率の変更がされます。さらに、調整控除が創設され、個人が納める税額は、相対的にはプラスマイナスほぼ同じになるわけでありませぬ。しかし、今回提案されている定率減税の廃止は、2006年の半額に続き、2007年度に残り半額を廃止するもので、定率減税が完全廃止されることで、市内では、約8,500人の市民が2005年度に比べ約6,300万円の増税となります。サラリーマン増税はしないとの政府与党の選挙公約の違反であり、許すことはできません。定率減税廃止に伴う増税は、市民生活に大きな影響を及ぼしますので、反対であります。

次は、第59号議案についてです。この議案は、特定の企業が設備投資などをしたことに対し、固定資産税を3年間免除する。この適用期間を2008年3月31日まで2年間延長する条例改定議案です。この条例で、現在、固定資産税が免除されている企業が7社あります。ある企業は、年間1千万円を超える固定資産税が免除されています。市民には、定額減税の廃止で年間6,300万円も増税を押し付け、その一方で特定の企業には固定資産税の免除をする。このような優遇措置は市民の理解は得られないので反対をいたします。

皆さんのご賛同をお願いし、反対討論を終わります。

○議長(菅 健雄君) 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第58号議案及び第59号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第58号議案及び第59号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第58号議案について起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第58号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第58号議案は、委員長の報告のとおり、決定をいたしました。

次に、反対のありました第59号議案について起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第59号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第59号議案は、委員長の報告のとおり、決定をいたしました。

○議長(菅 健雄君) 日程第2、第62号議案を議題といたします。

○議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 本日追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

第62号議案は、教育委員会委員の任命についてございまして、本年7月1日をもって任期が満了する教育委員会委員の後任として、次郎丸武則氏を任命いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第62号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) いま提案されました次郎丸武則氏が豊後高田市の教育委員として適任だという根拠を、この方の経歴などを示してですね、皆さんの賛同を得るようにしてもらったと思うんですが、合併しましたので、旧真玉、香々地の方についても、この人を知らないと思うんで、適任者であるという根拠を示していただきたいと思ひます。

○議長(菅 健雄君) 総務課長鴛海 豊君。

○総務課長(鴛海 豊君) 第62号議案の大石議員の質疑にお答えいたします。

そこに議案がございまして、次郎丸武則氏は、

6月21日

豊後高田市新町の2002番地の2に住んでおられまして、昭和21年4月5日生まれの60歳でございます。経歴等でございますが、昭和44年3月に、法政大学の経営学部の経営学科を卒業され、その後、専門学校に進まれ、その後、商社に入社されまして、昭和46年4月に、その商社を退職されると同時に、現在の株式会社次郎丸商店に入社されまして、56年2月からは、次郎丸商店株式会社の代表取締役社長に就任をされて現在に至っております。

学校関係の経歴でございますが、地元の高田小学校PTA会長、それから高田中学校、それから高田高校のPTAの役員をされておられまして、合併前では、旧市の豊後高田市教育委員を平成15年5月15日から合併までの17年3月30日まで就任をされて頑張っておられました。

そして、現在の役職としましては、商店街連合会の会長でございますし、また、宇佐高田法人会の理事をされておりますし、また県の、大分県商店街振興組合連合会の副理事長もされております。そういう方で、非常に人格が高潔で、教育、学術、文化に関し識見を有する適任者ということでご提案したものでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第62号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第62号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(菅 健雄君) 日程第3、意見書案第3号を議題といたします。

○議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

3番尾上真一君。

○3番(尾上真一君) おはようございます。

意見書案第3号「日出生台演習場における在日米軍演習の拡大に反対する意見書」について提案理由の説明を申し上げます。

日出生台演習場の米軍使用については、県と地元(由布市、玖珠町、九重町)でつくる日出生台

演習場問題協議会は、福岡防衛施設局と使用協定を結び、訓練内容は砲撃訓練に限定するとされておりました。

ところが、来年2月に予定されている在沖縄米海兵隊による実弾砲撃演習について、福岡防衛施設局は4月12日に県と演習場の地元「砲陣地の防衛訓練の中で、小火器の訓練も実施させてほしい」と訓練追加を文章で申し入れてきました。

このような中、県と演習場がある1市、2町は4月16日福岡防衛施設局に対し、小火器などの訓練追加を拒絶する文章をそれぞれ提出しました。

沖縄をはじめとする日本各地の米軍基地がもたらす多くの事件や諸問題を見たとき、住民の生命・財産と基本的人権を守る立場に立ち、日出生台演習場における在日米軍の演習の拡大をしないように強く要望するものです。

以上、本意見書案についてご協賛下さいますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長(菅 健雄君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

6月21日

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 後藤龍太郎

” 安東 正洋